

エコネット

藤沢環境運動市民連絡会議

(略称 藤沢エコネット)



主 事
な 記
事

- ・藤沢小中学校生ごみ堆肥化事業10周年
- ・武田問題、焼却炉建設で陳情書提出
- ・藤沢の空気6月測定結果
- ・水俣展から

事務局〒252-0816 藤沢市遠藤849-9 青柳

☎/FAX 0466-87-4922(夜間のみ)

<http://comcom.jca.apc.org/econet/>

水俣展から

11月、「ノーモア・ミナマタフォーラム in 横浜」が約1カ月、公害・地球環境問題懇談会主催で開催された。常設写真展は、患者と直接対峙しているような強い力で訴えるものがあつた。他に講演、シンポジウム、証言など多彩な催しが開かれた。

1956年に水俣病が確認された後、ストックホルムで開かれた第1回国連人間環境会議(1972.6)で、水俣病患者とその母親が世界中の人たちに訴え、大きなインパクトを与えた。その6月5日が日本デーとされ、国連が世界環境デーと定めたというエピソードが、今年スカンジナビア広報誌ヒューゲに載り、水俣病公害が「今でも終わっていない」「私たちは何を大切にしていくなすべきか」と問いかけたという。

今年9月、熊本県、不知火海沿岸住民健康調査によると、1500人の検診で900人を超える新たな患者が見つかり、工場操業を停止した1968年以降に生まれた住民にも、しびれや耳鳴りなど感覚障害があるという。現在5000人以上の認定申請に対し、認定患者2269名、認定死亡者1684名である。

水俣病はメチル水銀がチッソ(株)水俣工場排水から川、海へ流れて、魚介類を汚染し、ネコや人に脳症状や神経障害を起こした公害病である。

1908年にチッソ(株)の前身日本窒素肥料(株)が水俣市で硫酸等を製造し始めた。1932年に水俣病の原因とされるアセトアルデヒド・合成酢酸設備が稼働し始め、24年も経た1956年に水俣病が初めて確認されたことに、注目する必要がある。川や海は広い。1,2年ですぐ汚染が発覚したりはしない。10年、20年の長い食物連鎖を経て確認されるのだが、その時には川も海も貝も魚も汚染されていてもう遅い。

チッソ(株)は水俣病が確認された後、1960年に排水を循環方式に変え、更に1966年に完全循環方式に改良したが、アセトアルデヒド・合成酢酸製造中に生成されるメチル水銀が原因と国が断定し、製造を中止した。

初めから排水を自家処理し、完全循環利用していれば起こらなかった病気が、水俣病である。この教訓を生かすべきなのは、私たちではないだろうか。(青柳節子)

藤沢小学校生ごみ堆肥化事業が10周年！

ごみ焼却によるダイオキシン発生が大きな問題となっていた中で、「燃やすごみを減らしたい」「生ごみを資源として活用したい」という思いから、市民と行政の協働による循環型社会に向けたまちづくりへの取り組みとして、1999（平成11）年11月にはじまった藤沢小学校生ごみ堆肥化事業は、今年、満10周年を迎えました。学校給食と地域家庭の生ごみを、業務用生ごみ処理機を使用して堆肥化する本事業は、生ごみを焼却せずに資源として循環させる、子どもたちの環境教育の場として活用する、市民のごみ・環境問題への関心を広げていく、市民参加のまちづくりの場としていくなど、藤沢地区市民会議（くらし・まちづくり会議）の政策提案からはじめた市民発の事業として、行政との10年間にわたる協働により多くの成果を生み出してきました。

現在、学校給食の生ごみは、月曜から金曜日の給食がある日に毎日、給食職員が処理機に投入しています。地域家庭の生ごみは、月曜日と木曜日の午前7時～8時と、日曜日の午後2時～3時に希望者が各自生ごみを持参して投入しています。生ごみ投入量は、学校・住民ともに毎回必ず計量して記録をしています。平日朝の家庭生ごみの投入時間は、子どもたちの登校時間とも重なるので、安全のためにも住民ボランティアスタッフが交代で立会いを行なっています。

堆肥は、毎週日曜日の午後に取り出しを行ない、希望者に無料で配布しています。この取り出しと配布の作業も、すべて住民ボランティアスタッフが行なっています。配布した堆肥は、市民の方が各々工夫して庭や家庭菜園、畑、プランターなどでの野菜作り・花作りなどに利用しているほかに、藤沢小学校も校内花壇や学校菜園で利用しています。数年前からは、大清水中学校区の地域・学校・PTAからなる三者連携事業「大清水こころのかけはし」による、境川沿いのアジサイロード栽培活動にも利用されています。

朝の投入時や、堆肥の取り出し・配布時などに生ごみ処理機がおかれたところが、地域の新たなコミュニケーションスポットとなり住民同士の輪が広がり、ここに来るのが楽しいとおっしゃる方がたくさんいます。また学校の子どもたちと地域住民が直接ふれあう機会ともなり、学校と地域のつながりの場ともなっています。楽しく続けることがポイントで、その中で住民は、ごみ・環境問題や学校での環境教育の必要性などへの関心を広げながら、まちづくりへの参加意識を高めてきています。

藤沢小学校では、4年生の授業で生ごみ処理機を使った堆肥化の仕組みを子どもたちに教えており、6年生は、生ごみ堆肥を利用してジャガイモ栽培に取り組み、収穫したジャガイモを給食で食べています。子どもたちは、自分たちの給食生ごみが堆肥に生まれ変わり、土に還ってまた食べ物を生み出す食の循環を居ながらにして学ぶことができるのです。

事業開始以来10年間の処理実績は、以下のとおりです。

生ごみ投入量・堆肥取り出し量（1999年11月～2009年11月までの集計）

1. 投入量総計 114,685.3kg

①周辺住民投入 (延べ 1,034 回)

32,873.5kg → 31.8kg/回

延べ 13,561 人 → 13.1 人/回

②給食投入 (延べ 1,816 回)

81,811.8kg → 45.1kg/回

2. 取出し量総計 (412 回)

25,595.9kg → 62.1kg/回

3. 取出し量/投入量の率 22.3%



現在もなお、可燃ごみの多くを占め、また有害物質排出要因ともなる家庭生ごみの焼却を回避し、資源化することは、脱焼却・地球温暖化防止の有効な手段であると考えます。私たちの事業では、年平均約 11.5 トンの生ごみを処理しており、これを単純に廃棄物焼却の係数 (2.68) で掛けると年間に約 31 トンの CO2 削減効果があることになります。

本事業を開始したころは、まだ全市民的な生ごみ分別資源化など夢のような話とも思っていました。10 年を経てようやく藤沢でも市民が排出する生ごみの新たな資源化の方向性が、生まれようとしているようです。地道な市民と行政の協働の積み重ねは、生ごみの資源化が単にごみ減量につながるということだけでなく、子どもたちへの環境教育や地域住民のごみ・環境問題への関心を広げ、コミュニティ形成、自治意識を高めるなどさまざまな要因を含みながら、循環型社会へ向けたまちづくりをすすめていくことに、今後もつながっていくものと確信しています。

11 月 14 日には、事業 10 周年記念講演会を市役所で開催しました。10 年間の取り組みを振り返り、藤沢小学校の栄養士さんによる子どもたちへの生ごみ堆肥化についての授業の様子、生ごみ投入や堆肥を利用している方々からのお話、近隣自治体の生ごみ堆肥化取り組み調査報告、農業水産課職員による藤沢の市民農園の現状、資源廃棄物対策課職員による生ごみ資源化の今後の方向性など、多彩なお話を 50 名以上の参加者に聞いていただくことができました。



最後に、本年 6 月に本事業は、「第 1 回ふじさわ環境大賞」の省エネ部門実践活動賞準優秀賞を受賞し、また 11 月には、環境省受託事業である「一村一品・知恵の環づくり」神奈川県大会で選定委員特別賞の受賞が決定しました。これまで賞の類とは無縁でしたが、10 年の節目の受賞は、今後の励みとなるものです。私たちの事業に参加、協力、応援していただけてきたすべての方々に、厚く御礼申し上げます。

藤沢小学校生ごみ堆肥化事業運営協議会代表 櫻原直樹

藤沢の空気を考える会が市と話し合い

10月23日、NO₂を年2回測定している市内の個人、環境団体からなる藤沢の空気を考える会は、市環境保全課と話し合った。事前に提出した質問にそってすすめたが、NO₂の1978年の改悪については、測定評価の認識が市と市民とで異なり、再度調べて回答となった。環境にやさしい自転車の推進については、担当が出席せず再度具体的な質問書を提出するとなった。

藤沢の空気を考える会回答資料

1 市長が昨年発表された「藤沢市の環境指針」の基本理念に、“率先して環境保全に努め、人類共通の課題である「持続的発展が可能な循環型社会」作りに取り組んでいく”とあり、「基本方針」5.に“環境目的及び目標を設定し継続的な見直しを行います。”とあります。

A. この環境方針を実行に移してきた中で、市での取り組みで変わったところをお教えください。

【回答】1

A. 「藤沢市環境方針」の目的・目標の設定、見直しに関するご質問にお答えいたします。本市では、環境マネジメントシステム（ISO14001）に基づき、環境方針を策定しており、市が一事業所としてエネルギー使用量等を削減すること及び環境保全に寄与する事業に関して、目的・目標を設定し推進しております。

2008年度の状況ですが、エネルギー使用量等の削減は2006年度と2007年度の実績平均値の1%削減を目標とし、また、環境保全に寄与する事業も進捗状況を毎月チェックしながら継続的な見直しを行っております。

その結果、電気使用量、水使用量、軽油使用量、都市ガス使用量等は、目標値を達成しておりますが、市全体の業務量や現場での打合せ等が増加傾向にあることなどから、紙の使用量、ガソリンの使用量は目標未達の状況にあります。今後とも裏紙の使用や両面コピー、エコドライブ運転の励行をさらに徹底し、削減に努力していきたいと考えております。

また、「市の取組で変わったところ」とのご質問につきましては、地球温暖化対策を推進するため、2009年度から担当課として経営企画部に環境都市政策課を配置したこと及び環境保全に寄与する事業が増加したことが挙げられます。

具体的には、「環境活動を公募し表彰する環境大賞事業」、「環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」の運営事業」、「デジタルタコグラフの塵芥収集車への設置事業」、「公用電気自動車導入事業」、「電気自動車購入補助事業」、「建物緑化賞事業」、「藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町が共同で温暖化対策を実施する「湘南エコウェーブ」プロジェクト事業」、「川名清水谷戸、石川丸山谷戸、遠藤笹窪谷戸などの緑地保全事業」等を新規事業として立ち上げております。

今後とも各事業をさらに充実させ、地球温暖化防止に取り組んでいきたいと考えております。（環境都市政策課）

- 2 市民の測定の結果を見ると、NO₂の値の高いところは地形的要因に自動車交通量が多いことが重なっておきていると考えられます。藤沢市でこれまで問題になっていた藤沢橋付近は周辺の整備が進み、以前のような高い値は出なくなりました。いぜんとして高いNO₂値が出るところが明治地区の柏山交差点、大庭トンネル中及び出入口、城南2丁目大庭トンネル南の藤沢バイパス付近、厚木に繋がる用田です。

これらの地区には公共交通—電車、モノレール等がなく、自家用車を使わざるを得ないことも一因で交通量が多くなると考えられます。

- A. これらの地域の空気の汚れを緩和するために取れる方策について市はどのようにかんがえておられますか。
- B. 市全体の交通体系を世界で問題になっている温暖化防止・CO₂の排出を減らすためにも自動車に頼らない方法を考えていくべきだと思いますが、交通体系についてのお考えを聞かせてください。

【回答】2

- A. 首都圏の八都県市によるディーゼル車規制やNO_x・PM規制法などによる自動車の排出ガス規制の強化により本市の大気環境も改善が進み、NO₂は平成11年度から市内の全5測定局で環境基準を達成しており、平成20年度は、藤沢橋測定局が0.041ppmでしたが他の4測定局は0.04ppm未満となりました。

また、浮遊粒子状物質も平成19年度から環境基準を達成できるようになりました。

今後も電気自動車などの低公害車の普及が重要であると考えております。(環境保全課)

- B. 「CO₂削減のための交通体系」の件につきまして、お答えいたします。

本市では、CO₂削減を目的として、2009年10月から「電気自動車購入補助事業」を実施しております。この事業の内容としては、電気自動車とガソリン車の差額の一部を助成するもので、国の補助額の1/4が補助金額となります。

参考までに、2009年度は、三菱自動車工業株式会社、富士重工業株式会社が電気自動車を一般販売しており、車両価格が470万円程度となっております。この内、国が約140万円、神奈川県が約70万円、本市が約35万円を補助いたしますので、購入者の負担は1台につき225万円程度となります。

また、現在、公用電気自動車を2台導入しており、2009年度にもさらに1台を導入する予定となっております。併せて本庁舎内に20分程度で充電できる急速充電器を設置するなど、電気自動車普及に向けたインフラ整備も進めております。(環境都市政策課)

- 4. ここ2、3年NO₂の値は横ばいですが、ぜん息患者数は高止まっています。毎年行われる児童・生徒の健康調査の結果をよく検討していただきたいとこれまでも要望してきています。

- B. 健康調査の結果を検討された論拠や結論をお知らせ下さい。

【回答】4

- A. 「藤沢市学校保険統計資料」では平成9年度からぜんそくについて調査をはじめました。従って、平成9年～平成20年の資料を提出いたします。資料については別紙参照。(学務保健課)

- B. 学校保健で行っている調査は学校生活を送る上で留意点がないかを確認するためのものです。ぜんそくの原因がホコリである場合は清掃時間等について配慮しております。また、ぜんそく発作が起きる可能性が高い生徒については主治医(医療機関所在地)などの確認をするなど、緊急時に対応できるように体制を整えております。学校でおこなっている調査は、あくまで学校生活を送る上で留意点がないかの確認をするためのものであります。地域のぜんそく発生率を特定しうるものではありません。教育委員会といたしましては、現時点で調査項目などを変更する予定はありません。

(学務保健課)

「地方自治体の裁量の範囲内と評価されるべきもの」

2009年10月14日に下された

ゴミ有料化裁判の結果は「自治体の裁量の範囲内と評価され、違法ではない」という判決となりました。原告側は控訴の手続きをとり再び裁判に持ち込みます。

判決文を読んだ市民の方から何人かの感想を寄せていただきましたのでここに掲載します。

(1) ○家のごみ袋代金支出額は月間、500円ほどであり、年間にして6000円余となる。今まで無料であったものが、有料になったのである。

国民年金のみの高齢者にとっては大きな負担額だ。近所の人は皆、袋代節約のため小さい袋が破れるほど詰め込み、縄で縛って出している。販売店でも、小袋は売り切れ、大袋は残っている状態だ。

判決は「ごみ収集事務は自治事務だから手数料を徴収でき得る」というが、この考え方だと、市が市民のために行う仕事は何でも手数料を徴収できるようにも取れる。そうだとすれば、とんでもないことである。われわれ市民は、税金を払い、市民のための市政を支えているのである。税金の二重取りを認めるような判決を行う裁判官の識見を疑うものである。絶対許されることではない。

(2) また、判決は、ごみ有料袋の料金がごみ処理費用の25%に相当することが、ごみ処理費用総額より相当程度下回るから違法ではないといっているようである。

これは、ごみ処理費用を、手数料として徴収できるとしたら、その費用の相当部分を充当できるというわけだから、上限は100%とまでとなろう。

今後、地方自治体の裁量の範囲内ということで、25%が、いつ30~50~70%と値上がりするかわからない。この判決が、どんなに、市民を不安がらせているか、

裁判官には生活者の気持ちがわからないのだろうか。判決を読めば読むほど、怒りがこみ上げてくる。

(3) 判決は「憲法で保障された地方自治を踏まえた、地方自治体の裁量の範囲内と評価されるべきもの」といっているが、「冗談ではない、今市民は憲法で保障されている生存権が判決により脅かされているのだ。」

武田薬品新研究所の実験動物焼却炉建設に関する陳情

＜陳情の趣旨＞

①、現在建築がすすめられている武田薬品工業㈱新研究所には実験動物焼却炉の併設が予定されています。同研究所では、マウス、ラットなどの小動物の他、犬、猿などの大型動物が、動物実験に使用され、実験が済めば殺され、死骸は焼却炉で燃やされます。実験動物の数は、武田薬品は企業秘密と言って公表しませんが、武田の全実験棟15棟の内7棟が動物実験棟という大規模な施設の大きさから、マウス換算で数十万匹が飼育され、また、1日1.8tという焼却炉の能力からして焼却される実験動物の数もマウス換算で1日数万匹にも上るものと推定されます。

②、かかる大規模な動物実験焼却炉であるにも拘わらず、同焼却炉建設予定場所は、隣接地の境界より20数m位しか離れておりません。同焼却炉で焼却される実験動物は、病原菌や病原体が接種され、様々な創薬薬物やRI放射性物質が注入され、焼却後も排出される煤煙にはダイオキシンや有害な化学薬品、放射性物質が含まれ、更に悪臭が地域に蒔き散らされます。かかる実験動物焼却炉の悪臭や煤煙による近接する民家、病院、学校、福祉施設にあたる健康上の被害、精神的ストレスは多大なものがあ、住民らは平穏に暮らせなくなる不安でいっぱいです。このような環境の悪化は、住民にたいする重大な人権侵害と言わなければなりません。

③、武田薬品は、実験動物焼却炉は一般ごみ焼却炉と同じであるとして、住民の苦情を聞き入れようとしていません。しかし、実験動物の死骸は一般廃棄物焼却場の法令が想定するごみとは異なります。国には動物死骸の焼却場所を定めた化製場等に関する法律があり、神奈川県には条例、藤沢市には同法律の施行細則があり、鎌倉市には動物霊園の指導要綱があり、焼却場所の立地条件や炉の構造等が定められています。一般ごみ焼却炉と異なる実験動物焼却炉は、公衆安全上からも、このような動物焼却の法令等に準じて処置されるべきです。人間の健康維持の為に犠牲となる大量の実験動物が、用済みとなれば命を絶たれ、多くの人の目にふれる場所で、それと分かる煙と臭いを出しながら、ごみとして燃やされ、捨てられる一連の事態に、心を痛めない者はおられません。

④、これらの法律、条例、指導要綱では、公衆衛生上の観点から動物焼却炉を設置すべきではない場所として、

- ・人家が密集している場所
- ・学校、病院その他これに類する施設から300m以内の場所
- ・鉄道、国道、県道その他交通の頻繁な公道から300m以内の場所

等々が上げられ、「人目に触れにくい場所で、付近の住民に生活環境への影響を与えないような場所に設置する」よう求められています。

しかるに、今回武田薬品が設置しようとしている実験動物焼却炉の建設予定場所は、隣接地との境界からわずか20数mしか離れていない研究所敷地内にあり、法律、条例、指導要綱に照らし、実験動物の焼却炉が建てられてよい場所ではありません。

かかる事由により、下記事項について陳情致します。

＜陳情事項＞

住民の生活環境並びに公衆衛生上、人口密集地に大規模な実験動物焼却炉は、法的にも不適切なので、武田薬品工業に対し、人目につく同社研究所敷地内に於ける動物焼却炉の建設計画を見直すよう、藤沢市に行政指導を求めて頂くこと。

2009年 11月 25日

陳情代表者

藤沢市 小林 麻須男

陳情者

藤沢市民 10名

藤沢市議会議長

山口 幸雄 殿

ECONET INFORMATION

〈低炭素都市ふじさわをめざして〉

かながわ教育・文化フォーラム2009

日本の食と農 ～スーパーの流通最前線～

講師 戸井 和久さん (イトーヨーカ堂取締役執行役員販売本部長)

12月6日(日) 10:00～

川崎総合福祉センター 「エポックなかはら」(JR南部線 武蔵中原駅1分)

主催 (財)神奈川県高等学校教育会館 ☎045-231-1180

湘南エコウエーブ (藤沢 茅ヶ崎 寒川)

エコにちなんだ催したくさん!

とき 12月6日(日) 12:00~15:30

ところ 茅ヶ崎里山公園

主催 藤沢市環境都市政策課 ☎25-1111



「エコチャリ」で江の島観光を!

片瀬江ノ島漁港入り口にて レンタル自転車の貸し出しを実施します

12月5日(金)～12月21日

主催 藤沢市温暖化防止対策地域協議会

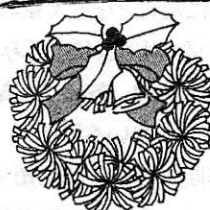
武田問題住民訴訟(口頭弁論) 12月9日(水) 10時から

横浜地方裁判所 傍聴をお願いします 連絡先 080-5099-4264

武田薬品対策連絡会

12月7日(月) 18:30から 市民活動推進センター

主催 武田問題対策連絡会 連絡先 080-5099-4264



藤沢エコネットから

学習会「店舗配送に伴う環境負荷について」

スーパー・コンビニの物流が環境に対してどう影響するかを学習をします

講師 唐戸健一さん(ユーコープ事業連合IMS推進課環境担当)

12月12日(土) 10:00-12:00 市民活動推進センター

資料代300円 どなたでも参加できます

会員募集→会費3000円 振込口座は→郵便局へ→00240-9-46501 藤沢エコネット

次回事務局会議

12月17日(木) 16:00～ 市民活動推進センター会議室

《編集後記》引地川にサケが上ってきたり、アユがとれたりのニュースあり、川がきれいになったのか。森林、里山と川、海がつながっていることで日本大学生物資源学部主催の「全国農村サミット」が開かれ、松沢県知事が講演を行った。主に神奈川県の水資源問題や丹沢の森林の状況を話され、真剣に聞き入る大勢の学生のフレッシュな姿に、改めて環境教育の大切さも感じた。環境予算「事業仕分け」的になるようなことでは未来は悲しい。(H)